

## 淑徳大学事件の東京都労働委員会命令に対する声明

2016年11月9日、東京都労働委員会（以下「都労委」）は、淑徳大学教職員組合（以下「組合」）が申し立てた不当労働行為救済申立事件（平成27年不第73号）について、組合の主張を受け入れて学校法人大乗淑徳学園（以下「学園」）の不当労働行為を認め、学園に対して、組合への支配介入を止め、団体交渉を拒否してはならないとする命令を下しました。

組合は、淑徳大学国際コミュニケーション学部の募集停止（2017年3月廃部予定）を理由に、同学部教員に対して解雇が予告される事態を受けて2015年3月23日に結成され、東京地区私立大学教職員組合連合（以下「東京私大教連」）に加盟しました。しかし、結成直後に団体交渉を申し入れた組合に対し、学園は、以下のような異常な不当労働行為を繰り返しました。

- （1）学園は、大学構内での組合活動は就業規則違反であるとして一律に禁止する通知を組合に発し、違反した場合の懲戒処分を示唆しました。また、東京私大教連が組合に送付した郵便物の取次ぎを拒否し、これを返送あるいは組合委員長の自宅に着払いで転送するなど、組合と東京私大教連との円滑な連絡を妨害する行為を繰り返し行いました。さらには、団交申し入れ等の日常の連絡も文書郵送以外は認めないとするなど、異常な組合否認にもとづく支配介入を続けました。
- （2）学園は、組合の団交申し入れに対し、「場所は学外、時間は1時間、出席者は3名程度、録音は禁止」等とする一方的な開催条件に固執し、組合がこれに従わない限り交渉を行わないとする団交拒否を行いました。その結果、組合結成以来一度も団交が開催されていません。

このような学園の支配介入と団交拒否は、解雇予告を受けての組合結成と団交申し入れに対し、団交を行うことなく整理解雇を強行するためのきわめて悪質な組合攻撃であり、憲法が保障する労働基本権を真っ向から否定するものです。

私たちは、淑徳大学が「ブラック企業」化することを望みません。私たちは、学校法人大乗淑徳学園に対し、今回の都労委命令を不服として中労委に再審査申立を行うことをせず、命令を速やかに履行し、組合に対する支配介入を止めて早急かつ誠実に団体交渉に応じるよう要求します。また、解雇予告を受けた組合員の大学教員としての雇用継続を強く求めるものです。

2016年11月10日

東京地区私立大学教職員組合連合  
淑徳大学教職員組合